

## 豊橋市プレミアム付電子商品券事業実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、以下の目的のために実施する、プレミアム付電子商品券（以下「商品券」という。）の発行・販売等の事業について、必要な事項を定める。

- (1) 消費を喚起し、物価高騰の影響を受ける市内事業者の売上向上を促進
- (2) 電子商品券の利用データの活用による市内の消費動向把握

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商品券 前条の目的を達成するために、豊橋市プレミアム付電子商品券実行委員会（以下「実行委員会」という。）によって販売される電子商品券をいう。
- (2) 購入対象者 購入を希望する者
- (3) 購入引換通知 実行委員会が発送する電子メールによる通知をいう。
- (4) 特定取引 商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の販売又は役務の提供をいう。
- (5) 特定事業者 特定取引を行うことができる事業者として登録された者をいう。
- (6) 飲食店 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる大分類M-宿泊業、飲食サービス業のうち中分類76-飲食店及び中分類77-持ち帰り・配達飲食サービス業に係る別表に定める店舗等をいう。

### (商品券の販売等)

第3条 実行委員会は、この要領に定めるところにより、購入対象者に商品券を販売する。

2 商品券の販売額、販売額上限及び販売回数は、以下のとおりとする。

- (1) 実行委員会は、購入対象者一人につき、1セットで額面6,500円の商品券を5,000円で販売することができる。
- (2) 実行委員会は、購入対象者一人につき、最大5セットで額面32,500円の商品券を販売することができる。
- (3) 実行委員会は、購入対象者一人につき、複数回商品券を販売することができる。

### (商品券の使用範囲等)

第4条 商品券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

2 商品券の使用期間は、令和5年7月24日から令和5年12月22日までの間とする。

3 商品券1セットあたりの使用可能額面及び店舗は以下のとおりとする。

1セットあたりの使用可能額面	使用店舗
750円	特定事業者が営む飲食店
5,750円	特定事業者が営む店舗

- 4 商品券は、転売、譲渡、交換及び換金を行うことができない。
- 5 商品券は、以下に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。
  - (1) 消費喚起に寄与しない以下のもの
    - ア 家賃、地代、駐車場代等の支払い
    - イ 介護・医療サービスの料金
    - ウ 国税、地方税、公共施設使用料等
    - エ 幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料
    - オ 公共料金(電気・ガス・水道・電話料・通信料等)、保険料、振込手数料等の支払い
  - (2) 法律により販売が禁止される以下のもの
    - ア たばこの代金
  - (3) 投資性、換金性の高いもの
    - ア 土地・家屋の購入
    - イ 金融商品(株・証券・投資等)の代金
    - ウ 商品券、金券、図書カード、ビール券、プリペイドカード、現金チャージ、乗車券、定期券など
  - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する営業に係る支払い
  - (5) 反社会勢力が経営又は運営する店舗で提供される商品、サービス等
  - (6) 事業活動によって生じた支払い(仕入れ、原材料費等)
  - (7) 公序良俗に反するもの
  - (8) その他、この商品券の発行目的にそぐわないもの

(商品券の購入申込)

第5条 購入対象者のうち、購入引換通知の送付を希望する者は、豊橋市プレミアム付電子商品券専用WEBサイト(以下「専用WEBサイト」という。)において申込を行う。

- 2 前項による申込期間は、令和5年6月19日から令和5年7月14日までの間とする。ただし、購入希望数が販売予定セット数に達しなかった場合はこの限りでない。

(購入引換通知の送付)

第6条 実行委員会は、前条第1項の規定による申込を受理したときは、速やかに内容を確認の上、当該購入対象者に対し購入引換通知を送付する。ただし、販売セット数を超える購入申込があった場合は抽選とし、当選した者にのみ購入引換通知を送付する。

- 2 実行委員会は、前項の規定により交付した購入引換通知はいかなる理由があっても再送付はしないものとする。

(商品券の販売)

第7条 購入引換通知を受けた購入対象者は、購入引換通知に記載のURLから専用WEBサ

イト上の購入ページへログインする方法により、商品券を購入することができる。

- 2 実行委員会は、前項の規定により販売した商品券はいかなる理由があっても返品、返金、再発行及び再販売はしないものとする。

(特定事業者の募集)

第8条 実行委員会は、別に作成する豊橋市プレミアム付電子商品券特定事業者募集要項（以下「募集要項」という。）を公示して特定事業者を募集し、応募した事業者を登録する。

(特定事業者の責務)

第9条 特定事業者は、前条の募集要項に定める事項を遵守しなければならない。

- 2 実行委員会は、特定事業者が募集要項に違反する行為を行ったと認められた場合には、当該特定事業者の登録取消又は換金の拒否を行うことができる。

(商品券の換金手続)

第10条 実行委員会は、特定取引において商品券が使用された場合は、特定事業者に対し、その使用された金額に相当する金銭を支払うものとする。

- 2 前項の場合において、特定事業者は、実行委員会に、令和5年12月22日までの特定取引において受け取った商品券の換金を申し出る。
- 3 実行委員会は、特定事業者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により、商品券の換金手続を行う。当該換金手続は、募集要項で定められた TOYOPay 換金振込スケジュールに従って行うものとする。
- 4 特定事業者は、実行委員会に対し、令和6年1月12日までに商品券の換金を申し出なければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、プレミアム付電子商品券事業の実施に伴い必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年8月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年5月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月3日から施行する。

別表（第2条関係）				
中分類	小分類	細分類	例示	
76飲食店				
76	761	7611 食堂，レストラン（専門料理店を除く）	食堂；大衆食堂；お好み食堂；定食屋；めし屋；ファミリーレストラン（各種の料理を提供するもの）	
	762	専門料理店		
		7621	日本料理店	てんぷら料理店；うなぎ料理店；川魚料理店；精進料理店；鳥料理店；釜めし屋；お茶酒屋；にぎりめし屋；沖縄料理店；とんかつ料理店；郷土料理店；かに料理店；牛丼店；ちゃんこ鍋店；しゃぶしゃぶ店；すき焼き店；懐石料理店；割ぼう料理店
		7622	料亭	料亭；待合
		7623	中華料理店	中華料理店；上海料理店；北京料理店；広東料理店；四川料理店；台湾料理店；ぎょうざ（餃子）店；ちゃんぽん店
		7624	ラーメン店	ラーメン店；中華そば店
		7625	焼肉店	焼肉店
		7629	その他の専門料理店	西洋料理店；フランス料理店；イタリア料理店；スパゲティ店；朝鮮料理店；印度料理店；カレー料理店；エスニック料理店；無国籍料理店
	763	7631 そば・うどん店	そば屋；うどん店；きしめん店；ほうとう店	
	764	7641 すし店	すし屋	
	765	7651 酒場，ビヤホール	大衆酒場；居酒屋；焼鳥屋；おでん屋；もつ焼屋；ダイニングバー；ビヤホール	
	766	7661 バー，キャバレー，ナイトクラブ	バー；キャバレー；ナイトクラブ	
	767	7671 喫茶店	喫茶店；フルーツバーラー；音楽喫茶；珈琲店；カフェ	
	769	その他の飲食店		
		7691	ハンバーガー店	ハンバーガー店
7692		お好み焼・焼きそば・たこ焼店	お好み焼店；焼きそば店；たこ焼店；もんじゃ焼店	
7699		他に分類されない飲食店	大福屋；今川焼屋；ところ天屋；氷水屋；甘酒屋；汁粉屋；甘味処；アイスクリーム店；サンドイッチ専門店；フライドチキン店；ドーナツ店；ドライブイン（飲食店であって主たる飲食料品が不明なもの）	
77持ち帰り・配達飲食サービス業				
77	771	7711 持ち帰り飲食サービス業	移動販売（調理を行うもの）	